
**福井県国民健康保険団体連合会
中期経営計画中間報告書**

平成 21 年 7 月 9 日

福井県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定委員会

目次

1. はじめに	1
1) 中期経営計画策定の趣旨	
2) 計画の期間	
3) 中間報告書の性格と役割	
2. 国保連合会の現状・課題とその対応	2
1) 負担金、手数料について	2
2) 職員定数について	9

参考資料

1. 策定委員会設置要綱
 2. 委員名簿
 3. 策定委員会開催状況
 4. 策定委員会事務局設置要綱
-

はじめに

1) 福井県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定の趣旨

- ・ 急速な少子高齢化の進展により医療費の増大と、長引く低成長経済のもとで、医療保険財政とその運営は年々厳しさを増しています。平成 19 年度の県内市町の単年度収支は 17 市町中 10 市町が赤字決算という状況で、平成 20 年度の速報値によるとさらに 1 市町が増えるという集計がでています。
- ・ 平成 18 年 6 月に医療制度改革関連法が成立し、新たな制度の創設を含む諸改革が順次施行され、平成 20 年 4 月からは、安心・信頼の医療の確保と予防の重視を図る施策として、後期高齢者医療制度、前期高齢者に係る財政調整および内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導等が本格的に導入されました。
- ・ 医療面における IT 化施策の一環として、平成 23 年度には全ての医療機関のレセプト請求がオンライン化されるが、導入が猶予されている一部の小規模医療機関等も平成 25 年度には完全義務化され、審査支払業務の一大転換期を迎えます。
- ・ 福井県国民健康保険団体連合会（以下、本連合会という。）では、以上のような環境の変化を踏まえ、今後保険者・市町のニーズを的確に捉え、平成 20 年 2 月には保険者の共同体としての責務を十分認識し、信頼と安心を基盤とした良質な保険者サービスを提供するという基本理念を定め、毎年運営に係る基本方針を定めながら事務事業を推進してきました。

そこで、中長期的視点に立った姿勢を明らかにし保険者や医療機関等さらには職員を目指すべき指針を示し、保険者の皆様と共通認識の上に立って実現に向けて努力をするために、施策の具体的な方向をお示しするものです。

2) 計画の期間

平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間

3) 中間報告書の性格と役割

負担金、手数料および職員定数については、保険者の予算編成、さらに優秀な人材確保といった観点から対応を急ぐ必要があります。そこで、秋にまとめられる最終報告に先立って中間報告として取りまとめ提出するものであります。

国保連合会の現状・課題とその対応

1) 負担金、手数料について

負担金

<現状>

連合会の運営は、国、県、国民健康保険中央会などからの補助金をはじめ、保険者からの負担金と手数料で賄われ、なかでも負担金と手数料は全体の約8割を占め最も重要な財源に位置づけられます。本連合会の運営経費には、提供した役務の対価として手数料で賄うべきものと、共益費等として負担金で賄うべきものが存在しますが、これらを明確に区分することは難しくなっているものがあります。

負担金にはその充当先が明確である保健事業負担金、診療施設負担金などのほか、一般負担金があります。

一般負担金のこれまでの経過としては、

- 昭和34年に2つの国民健康保険組合が事業を開始し、本連合会に加入したことにより、県下全市町村と3国保組合という現体制が確立しました。そのような状況を踏まえ、昭和35年度から一般会計の共通経費的な費用の負担を求めるために均等割を導入しました。当時は被保険者数割、均等割、療養給付費総額割で負担を求めていましたが、そのほとんどを療養給付費総額割で占め、均等割、被保険者数の割合は一定では有りませんでした。
- 昭和43年度からは療養給付費総額割を廃し、均等割と被保険者数割のみとし、その割合は1：9となっています。
- これまで独自の会館をもたず運営し、平成12年度には新築された福井県自治会館へ入居したことにより事務室使用料や共益費が増高することになりましたが、診療報酬の概算払制度を導入しその法定果実を充てることで、各保険者に新たに負担を求めないよう取り組んでいます。
- 平成16年度から3ヵ年（平成16年度10%、平成17年度5%、平成18年度5%）は市町村法令外負担金合理化委員会によるシーリング設定により負担金額に一定の上限額が設けられ、負担金額はそれぞれ前年度を下回る結果となっています。
- 平成17年度からの福井県における“平成の大合併”により保険者数が減少しましたが、均等割の単価見直しを見送ったため、昨年度においては、均等割の負担金の割合が1割を下回る結果となっています。

<課題>

負担金については、平成16年5月26日公布の合併特例法が適用されている時期にあったことや、市町村法令外負担金合理化委員会による負担金抑制という方針もあって、これ以上の増額は理解を求めにくい事情があります。

その結果、市町村合併による保険者数の減少を反映していないことや、本来は負担金で賄うべき経費を手数料から充当しているなど、あるべき姿と合わない状態もあって、不公平感が生じています。

<負担金改定にあたっての基本的な考え方と対応>

一般負担金の求め方や算出方法は様々ですが、全国の39の連合会が福井県と同様に負担金に均等割を採用し、その中での均等割と保険者の規模割（被保険者数割や国庫補助割など）との割合はおよそ1：9となっています。

その理由としては、小規模保険者に配慮しながら真の公平性を確保するという観点から、連合会を維持していく基本的な経費としての均等割を1割程度に抑えるべきであるとの考え方があったものと考えられます。

地方制度調査会の審議のなかで、来春に期限を迎える市町村合併特例法を延長しない方向での議論が出てきていること、本連合会のこれまでとってきた方法で負担割合が定着してきていること、全国的に見てもその割合は福井県と同様であることが大勢を占めていることから、これまでどおり均等割と被保険者数割を1：9の割合で一般負担金を求めることとします。この割合の試算は、下表のとおりとなり平成22年度から適用します。

国保連合会負担金算定表

単位:円

No.	区 分	一 般 負 担 金							
		現 行				改 定 案			
		H20.8.31現在の 被保険者数(人)	均等割 @35,000円	被保険者数割 (a)×50.6円	平成21年度 一般負担金額	均等割 @54,020円	被保険者数割 (a)×48.7円	平成22年度 一般負担金額	現行との差
(a)	(b)	(c)	(b)+(c) ①	(d)	(e)	(d)+(e) ②	② - ①		
1	福 井 市	61,625	35,000	3,118,200	3,153,200	54,020	3,000,400	3,054,420	△ 98,780
2	敦 賀 市	17,530	35,000	887,000	922,000	54,020	853,700	907,720	△ 14,280
3	小 浜 市	8,586	35,000	434,400	469,400	54,020	418,100	472,120	2,720
4	大 野 市	9,325	35,000	471,800	506,800	54,020	454,100	508,120	1,320
5	勝 山 市	6,303	35,000	318,900	353,900	54,020	306,900	360,920	7,020
6	鯖 江 市	16,913	35,000	855,700	890,700	54,020	823,600	877,620	△ 13,080
7	あ わ ら 市	7,375	35,000	373,100	408,100	54,020	359,100	413,120	5,020
8	越 前 市	19,478	35,000	985,500	1,020,500	54,020	948,500	1,002,520	△ 17,980
9	坂 井 市	20,355	35,000	1,029,900	1,064,900	54,020	991,200	1,045,220	△ 19,680
10	永 平 寺 町	4,297	35,000	217,400	252,400	54,020	209,200	263,220	10,820
11	池 田 町	811	35,000	41,000	76,000	54,020	39,400	93,420	17,420
12	南 越 前 町	2,739	35,000	138,500	173,500	54,020	133,300	187,320	13,820
13	越 前 町	5,609	35,000	283,800	318,800	54,020	273,100	327,120	8,320
14	美 浜 町	3,016	35,000	152,600	187,600	54,020	146,800	200,820	13,220
15	高 浜 町	2,975	35,000	150,500	185,500	54,020	144,800	198,820	13,320
16	お お い 町	2,160	35,000	109,200	144,200	54,020	105,100	159,120	14,920
17	若 狭 町	4,349	35,000	220,000	255,000	54,020	211,700	265,720	10,720
18	食品国保組合	3,864	35,000	195,500	230,500	54,020	188,100	242,120	11,620
19	医師国保組合	1,818	35,000	91,900	126,900	54,020	88,500	142,520	15,620
20	薬剤師国保組合	574	35,000	29,000	64,000	54,020	27,900	81,920	17,920
	合 計	199,702	700,000	10,103,900	10,803,900	1,080,400	9,723,500	10,803,900	0

手数料

<現状>

- 手数料には、福井県独自で算出したもの、国が上限単価を定めたもの、国庫補助の対象となっているものなどの理由から算出方法は一律でない状況となっています。
- 本連合会の手数料は、大きく分けて6項目、44種類の手数料を徴収しています。なかでも1千万円を超える手数料額の大きなものとしては、次の8つの手数料があり、これだけで全体の75%を占めています。その1件当たりの単価と額は次表のとおりとなっています。

単位:円

項目	単価	改正	新設	独自事業	補助対象	国定単価
福祉医療費電算共同処理手数料	50		H9	○		
介護報酬審査支払手数料	95	H14				○
特定健診等データ管理システム手数料	被保険者割 125.72		H20			
	実績割 84.72					
国民健康保険診療報酬審査支払手数料	62.81	H9				
国民健康保険共同電算処理手数料	28.14	H10				
後期高齢者医療診療報酬審査支払手数料	108		H20			
後期高齢者医療電算処理手数料	32.45		H20			
障害介護給付費支払手数料	200		H19		○	○

※ 補助対象欄は国定単価を超過する分を中央会が補助することになっているもの。

- 福井県は人口、被保険者数ともに少数で、スケールメリットを期待することが出来にくく、手数料が他連合会と比較して高額になる傾向があります。
- 手数料の名称は同じであっても連合会により業務内容に違いがあるものもあって単純な比較検討はできないものがあります。しかし、審査支払業務の委託が支払基金、他連合会への委託も自由とされ、競争原理が導入されたこともあって、手数料単価だけに着目した単純な比較が行われるようになってきています。
現在、県内では各保険者の理解のもと本連合会で受託していますが、今後は一つひとつの業務をそれぞれ異なる機関に委託するケースが出てくることも懸念されます。
- 平成19年度までの老人保健診療報酬審査支払手数料は111.60円に国が単価を設定していました。平成20年度の後期高齢者医療制度移行時に、本連合会では社保分の件数増を見込んで手数料を引き下げました。しかし、その他の手数料に関しては、長期間にわたって改定をしていない状況になっています。
また、国民健康保険と後期高齢者医療の制度は作業内容に差はありませんが老人保健当時から、審査支払手数料に開きがありバランスを欠いています。

<課題>

合理的で不公平感のない手数料の設定は保険者、連合会双方にとって最大の関心事の1つであり、それぞれの運営を左右する大きな要素で時宜を得たものでなくてはなりません。特に、平成23年度からのレセプトオンライン化を控え、全面的な見直しを行うことが求められます。中でも事務共助に差のない国民健康保険と後期高齢者医療の診療報酬審査支払手数料はその差を小さくする必要があります。

しかし、一方で平成23年度は複式簿記導入の時期でもあり、このことも考慮する必要があります。

さらに、長期間の手数料改定がなかったことなどから、各種積立金の中には、既に必要以上の積立額となっているものもあり、その解消について取組む必要があります。

<手数料改定にあたっての基本的な考え方と対応>

平成23年度のレセプトのオンライン化は、事務処理体制の大きな変動が見込まれ、今後5年間においては以下のことに配慮して手数料の改定に臨むこととします。

- 複式簿記未導入の現時点での積み上げは保険者等関係機関へ説明、同意には限界があること。
- 永年に亘り使用するルールは、平成23年度決算と平成25年度からの完全オンライン化を見据え再検討すること。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
レセプトオンライン化			オンライン参加状況		完全オンライン化
複式簿記導入			平成23年度決算情報		
手数料改定	△ 手数料提示 (暫定)			△ 手数料提示	

この考え方にに基づき、下記により手数料の試算をおこないます。

- 平成 21 年度におこなう改定は暫定的なものとし、平成 23 年の複式簿記導入により原価等を加味した手数料は、平成 23 年度の決算が取りまとまる平成 24 年に計算し、平成 25 年から適用する。
- 暫定的手数料であることや激変を避ける観点から、手数料算出に当たっては、現行手数料から、±10%以内の増減とする。
- 国等が定める手数料単価となっている場合には、試算した結果が、当該単価を上回っている場合には、国が定める手数料単価とし、下回った場合は、その単価とする。
- レセプト電算処理システム積立金の目標額を超えている分を保険者に還元する。ただし現下の経済情勢を考慮し不足している財政調整資金積立金にまず充当し、残額を手数料引き下げに充てる。
- レセプト電算処理システム積立金は国保保険者に還元すべきものであるから、後期審査支払手数料には反映しない。
- 国は平成 21 年 10 月に出産育児一時金の支給と妊婦健診費用の給付にかかる事務を各連合会で実施することを検討しているが詳細が未だ明らかになっていない。これらの事務にかかる手数料については事務処理内容が固まり次第積算し策定委員会で決定し理事会、総会に諮る。
- 障害介護給付費支払手数料は、連合会が必要とする経費のうち市町からの手数料（200 円）を超える分は、現在、国からの障害者自立支援給付支払等システム導入・運用等事業の実施にかかる交付金により賄われているが、このことは当年度限りの時限措置であり、現在国に対して延長するよう国保中央会、各連合会から強く働きかけていることから、手数料改正の対象としていない。
今後、情報収集に努め、対応を見極め、交付対象外となった場合には出産育児一時金等と同様に直ちに積算し理事会・総会に諮る。

具体的な算出方法

- 所要経費の算定については、平成 21 年度の当初予算をベースに計画期間の間年である平成 23 年度に必要な額を推計する。人件費については採用予定の職員数を加味するとともに、取扱件数については平成 22 年度からレセプト提出法が変わる総合病院の件数減を見込んで試算する。

この場合、件数については福井県立大学地域経済研究所から報告のあった数値をそのまま用いる。
- 職員給与の平均は平成 21 年 4 月で 263,963 円（現給料表で 3 級 23 号相当）。これに、過去 5 年間の人事委員会勧告率平均 Δ 0.025%を乗じたものと、4 号の定期昇給を見込む。結果、平成 23 年 4 月で 278,901 円となる（現給料表で 3 号 31 号相当）。
- 職員定数の試算において提示した平成 22 年度採用予定の 3 人の職員に加え、平成 23 年度採用予定の保健師及び求償事務専門職員の人件費を含みます。（なお、定年退職者はないので退職者は見込まない。）
- 自治会館の共益費、業務の委託料、物品購入費等には、過去 5 年間平均の物価上昇率 0.44%を乗じる。

<参考>積立金の状況

単位：千円

積立金	20年度末 見込額	21年度 取崩額	21年度末 見込額	目標額
財政調整準備資金積立金	484,000	117,208	366,792	447,000
診療報酬支払資金造成積立金	399,595	0	439,695	500,000
レセプト電算処理システム積立金	553,881	0	556,881	400,000
介護保険審査支払システム積立金	79,217	11,848	67,369	60,000
保険料特別徴収システム積立金	6,000	0	6,042	5,000
障害者自立支援支払システム積立金	0	0	0	20,000
特定健診データ管理システム積立金	8,330	0	16,788	50,000
後期高齢者医療審査支払システム積立金	19,626		32,363	70,000
職員退職手当積立金	208,347	35,000	190,812	340,000
合計	1,758,996	164,056	1,677,192	1,892,000

試算結果

単位:円

	現行単価	第1次試算	現行単価との差	±10%を加えた第2次試算	積立金充当した第3次試算	現行単価との差
福祉手数料	50	41.3	△8.70	45	45	△5.00
介護審査支払手数料	95	83.79	△11.21	87.25	87.25	△7.75
特定健診手数料(被保割)	125.72	154.74	29.02	138.29	125.72	0
特定健診手数料(実績割)	84.72	93.66	8.94	93.19	84.72	0
国保審査支払手数料	62.81	78.9	16.09	68.22	62.81	0
共同処理(一般)	28.14	33.11	4.97	30.95	28.14	0
後期審査支払手数料	108	94.04	△13.96	97.2	97.2	△10.80
後期共同処理手数料	32.45	40.98	8.53	35.69	35.69	3.24

第2次試算で手数料単価が上がる、特定健診手数料(被保割)、特定健診手数料(実績割)、国保審査支払手数料、国保共同処理(一般)を現行単価に据え置いた場合の不足額は、1年間に23,460,000円となる

この結果、積立金の手数料への充当は平成24年度の3ヵ年で終了することになる。この平成24年度は恒久的ルールの設定を行う手数料改定作業の年に当たる。

本連合会の主な手数料は全国連合会と比較して、低い方から

- ・国民健康保険手数料は積立金充当により据え置くため変動はしません。
- ・後期高齢者医療診療報酬手数料は45番目から28番目になります。
- ・介護報酬審査支払手数料は29番目から17番目になります。

2) 職員定数

<現状>

- 職員定数は、審査支払業務の電算化および国保保険者事務共同電算処理事業の準備や事業開始のため、昭和50年代に規約を改正して増員してきました。

また、昨年4月から始まった後期高齢者医療制度については、規約上の定数に余裕があって3カ年で3人増の措置をしていますが、規約改正はしていません。

一方、その他医療制度の改革には、機構改革や事務事業の見直しなどのほか、職員の再配置により対応し、規約改正はしていません。

結果的には、職員数において、全国最少ということになりましたが、定型的な業務が多いことや、業務の繁忙期が決まっていることなどから、嘱託職員や補助職員等も恒常的、相当数配置されています。

- 負担金、手数料の項でも記載したように、現在、大規模な医療機関で行われているレセプトのオンライン請求が平成23年度からすべての医療機関等に対して義務化され、連合会内部の事務処理が大幅に変わることとなります。

<課題>

- 福井県は小規模県であることや積極的に行財政改革に取り組んできたことなどから、1つの課で複数の事務事業を担当することになっています。これは、情報伝達の迅速性・確実性や弾力的な人員配置等の運用が可能というメリットがある一方で、部下の育成や職務内容への精通など、1人当りの管理職職務が過重といえます。
- 専門性が高く責任の大きな業務を一般職員や嘱託職員が担当して、職務や責任に応じた処遇が確保・保証されていない面があります。

<職員定数改正に向けた基本的な考え方と対応>

- 総務・会計・企画・事業といった分野に必要な人員を定量化する手法は確立されていないが、今後取り組むべき保健事業の充実や保険者支援、公会計のための複式簿記の導入については、責任ある職員で対応することを基本とします。
- 審査業務の共助については、現段階でシミュレーションを行い、今後充実する2次点検や補助職員等の取り扱いと併せて検討します。

本連合会の中堅職員（男性 34 歳審査業務経験 5 年）が新システムに沿って行った作業を
基に推計した処理日数と必要人員。

業務内容（正規職員数）	平成23年度	
	処理日数	必要人員
受付	5時間	
受付後から審査会終了まで	9日	18人
審査会終了から発送まで	7日	8人

その結果、審査会終了までの仕事量は 8 時間勤務換算で 18 人分となる。

審査会終了後から請求書等の発送までは 8 人で対応する。余剰分は、現在十分に実施でき
ていない 2 次点検などの新たな業務に充てる。

審査課では、現在 16 人の職員で対応しているが、審査会終了までについては、現有体制
で、また、発送までについては 8 人体制で臨むこととし、不足分は超過勤務と業務への精通
により対応する。

以上は机上での計算であり、今後新しい審査技術の習熟度等を踏まえ、落ち着くまで増員
は可能な限り控える。その後、再度実績を踏まえ必要人員の精査を行う。

今後減員の要因となる事項

- レセプトオンライン化 平成 23 年度～
- 完全オンライン化 平成 25 年度～
- I T の活用と O A 化による業務効率化 平成 21 年度～

今後増員の要因となる事項

- 複式簿記の導入、財務会計システムの刷新、会計と出納の分離 平成 22 年度
- 国民健康保険中央会開発システム群の再編 平成 22 年度
- 保健事業の充実 平成 23 年度
- 第三者行為求償事務共同事業の充実 平成 23 年度

減員の要因となる事項への対応は

レセプトの完全オンライン化による事務作業の省力化と I T の活用と O A 化による業
務効率化による減員は、現在雇用している補助職員、臨時職員の雇い止めにより吸収し
ます。

増員の要因となる事項への対応は

増員の必要性、その時期および効果等を総合的に勘案した結果、補充年度および人数とその業務については下記のとおりとします。

前にも記載したように増員要因が特定の時期に集中しています。これは、本連合会独自で取組むものもありますが、全国レベルで進められているものもあって、将来の事務処理等を考慮すれば先送りするべきものではないといえます。

なお、これら増員要素と所要額については手数料等の計算において織込み済みとなっています。また、職員規模の全国の順位が変動することはありません。

○ 事務局次長の退職欠員補充 【平成 22 年度 +1 名】

局長の事務取扱で対応している次長職は、事務局内の 2 課の人事管理、事業の進行管理、重要プロジェクトの企画、対外的折衝など、局長を補佐し部下を指導する重要なポストであります。

本連合会では年間にレセプト等の取扱件数は 480 万件、金額にして 1,250 億円を取り扱い、サーバー等の財産管理のほか、積立金の資金管理・運用や今後の更なる IT 化への対応など、その職務はさらに重要性を増すため、平成 20 年度で定年退職した事務局次長の欠員分を補充します。

○ 複式簿記の導入、財務会計システムの刷新、会計と出納の分離【平成 22 年度 +1 名】

平成 23 年度決算からの財務諸表の公表に合わせて、平成 23 年当初予算から複式簿記による会計処理を実施していくため、その準備および軌道に乗せるまでの間は規定の整備、システムの刷新、会計担当職員の人材育成および会計と出納の分離に、1 名の増員で平成 22 年度から対処します。

さらに、複式簿記導入に合わせて、財務会計システムの見直しも実施します。

○ 国民健康保険中央会開発システム群の再編 【平成 22 年度 +1 名】

国保中央会で開発運営しているシステム群について、システムの刷新と再編^{※1}が実施され、平成 23 年 4 月から順次システムの更改が始まることから、既存システムとのカスタマイズを含めた検証作業および機器設置場所を含めた運用の検討、福井県独自カスタマイズについて検討するため、1 名の増員で、平成 22 年度から対処します。

将来的に安定稼働した後は企画部門で保険者支援業務等に配置します。

対象システム	オンライン請求システム レセプト電算処理システム 画面審査システム 保険者レセプト管理システム 新・保険者事務共同電算処理システム	後期高齢者医療請求支払システム 特定健診等データ管理システム 保険者マスターメンテナンスシステム 国保連医療保険ネットワーク
--------	---	---

^{※1} レセプト請求については、平成 23 年度から原則として全てオンライン請求に移行することとなり、紙レセプトの業務を電子レセプト業務へ移行する必要があると、システムとしてもレセプトの電子化・オンライン請求に対応する必要があります。

国保中央会がこれまでに開発したシステムは担当者が個別に運用することを想定したシステム構成となっていることから、福井県においてもシステム毎に運用をおこなっています。各システムは個別に開発され、多くのサーバーが構築設置されていることから、連合会のシステム運用管理コストが増大しています。

国保中央会は、これまで各システムを個別のシステムとして設計開発してきましたが、これからは全体システムの土台としての共通基盤を構築し、共通基盤上で各業務機能が実行されるよう設計開発されるものを、福井県としては平成 23 年度から稼働させていく予定です。

○ 保健事業の充実

【平成23年度 +1名】

保健事業はその効果が表れるまでに相当の期間が必要であり、それぞれの保険者毎の実態調査、モデル事業、評価見直し等、体系的に取り組む必要があり、長いスパンで業務に見合った身分保障を行い、着実な事業の企画立案、推進をする必要があり、嘱託対応の保健師を専門職職員として雇用して、保険者支援や連合会主導で実施する保健事業の企画、運営について積極的に実施していきます。

○ 第三者行為求償事務共同事業の充実

専門的知識、経験が要求される業務に、現在は一般職員を充て他の事務との兼務体制の中で対応しているが、専門職をおくことで多様化するケースや新たな判例など保険者サイドに立った事務処理の研究のほか、より正確な対応が期待され、経験豊富な保険会社と対等に折衝が可能な状況が得られるので、嘱託職員を設置します。

採用計画（案）

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
複式簿記の導入 財務会計の改修 総務と出納の分離		総務会計 1名増			
財政診断支援事業 保険者支援事業の充実		既存職員			
次期国保共同電算 処理システム(仮称)	過誤調整業務を 他グループへ	情報システム 1名増			
事務局次長の欠員補充		1名			
保健事業の充実			保健師（職員） 1名		
第三者行為求償事務			専門員（嘱託） 1名		
計	総務企画課 11名 審査課 22名 合計 33名	総務企画課13名 審査課 23名 合計 36名	総務企画課14名 審査課 23名 合計 37名	総務企画課14名 審査課 23名 合計 37名	総務企画課14名 審査課 23名 合計 37名

以上のことから、規約定数は改正を見送り、新たに各課への配当定数を管理することとします。

なお、職員等の採用に当っては、現職員の年齢構成の偏りを解消するとともに広く優秀な人材を求める観点から、昨年度実施した採用試験の年齢制限再度見直しと、採用方法についても検討することとします。

参考資料

福井県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の中期経営計画を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、福井県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項を検討する

- (1) 中期的な視点にたった経営計画
- (2) 国保連合会の将来あるべき姿を担う組織体制
- (3) その他国保連合会の将来構想検討のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

- 2 委員は理事長が委嘱または任命するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。

(会長および職務代理者)

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、国保連合会常務理事が務める。
- 3 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長の指名するものがその職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会には事務局を設置し、委員会の庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

所属	役職
福井市	保険年金課長
小浜市	保険健康課長
大野市	市民課長
越前市	保険年金課長
福井食品国保組合	事務局長
福井県国民健康保険団体連合会	常務理事
福井県国民健康保険団体連合会	事務局長
福井県国民健康保険団体連合会	総務企画課長
福井県国民健康保険団体連合会	審査課長代理

福井県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定委員名簿

所属	氏 名	所属役職
福井市	水 上 昇 一	保険年金課課長
小浜市	吉 岡 澄 生 (21年3月まで)	健康長寿課課長
	木 橋 智 明 (21年4月から)	保険健康課課長
大野市	澤 田 みち代 (21年3月まで)	市民課課長
	井 川 鋭 子 (21年4月から)	
越前市	小 林 正 通 (21年3月まで)	保険年金課課長
	出 淵 忠 雄 (21年4月から)	
福井食品国民健康保険組合	森 下 孝 憲	事務局長
福井県国民健康保険団体連合会	〔会 長〕新 町 浩 治	常務理事
	〔職務代理〕永 田 和 子	事務局長
	竹 澤 芳 郎	総務企画課長
	近 江 常 男	審査課長代理

策定委員会開催状況

第1回 平成20年12月18日(水)

- (1) 中期経営計画策定の基本的な考え方について(素案)
- (2) 中期経営計画策定スケジュール(案)について

第2回 平成21年 1月30日(金)

- (1) 理事会・総会提出資料(案)について
- (2) 国保連合会の課題(案)について
- (3) 全国国保連合会へのアンケート(案)について

第3回 平成21年 4月20日(月)

- (1) 国保連合会の課題(案)について
- (2) 全国国保連合会へのアンケート(集計結果)
- (3) 中間報告についての考え方(案)について
- (4) 手数料について
- (5) 福井県立大学地域経済研究所との契約について

第4回 平成21年 5月28日(木)

- (1) 前回調査指示事項について
- (2) 福井県立大学地域経済研究所からの報告について
- (3) 手数料単価の算出方法と結果について
- (4) 職員定数について
- (5) 中間報告(案)について
- (6) 国保連合会の課題について(案)

第5回 平成21年 7月1日(水)

- (1) 中間報告(案)について
- (2) その他

福井県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定委員会事務局設置要綱

(設置)

第1条 福井県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定委員会（以下「委員会」という）の指示に基づき検討を行うため福井県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定委員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

(組織)

第2条 事務局に次の班を置く。

- (1) 組織班
- (2) 財政班
- (3) 事業班

(事務分掌)

第3条 班の事務分掌は次のとおりとする。

組織班

- (1) 事務局の庶務に関すること。
- (2) 検討内容の総括および進行管理に関すること。
- (3) 組織及び人事管理体制の整備についての検討
- (4) 危機管理体制の整備についての検討

財政班

- (1) 財政基盤の確立と健全な財政運営についての検討

事業班

- (1) 審査支払業務の充実強化についての検討
- (2) 保険者および市町サービスの充実・拡大についての検討

(職制)

第4条 事務局に事務局長のほか、次に掲げる職を置く。

- (1) 班長
- (2) 副班長
- (3) 班員

2 前項に掲げる事務局の職員は、理事長が任命する。

(職務)

第5条 事務局長は、委員会会長の命を受けて事務局の局務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

2 班長は、事務局長の命を受けて班の担当事務を処理する。

3 副班長は、班長を補佐し、班の事務を整理する。

4 班員は、班長の命を受けて事務に従事する。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務局の運営に必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月8日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

中期経営計画策定委員会事務局員名簿

職名		氏名	所属役職
事務局長		山 岸 豊 (21年3月まで)	事務局次長
		永田 和子 (21年4月から)	事務局長兼事務局次長事務取扱
組織班	班長	竹澤 芳郎	課長
	副班長	三村三枝子	課長補佐
	班員	柴田 美貴	企画主査
	班員	平崎 美幸	企画主査
	班員	多田 信博	企画主査
	班員	大塚 輝之	主任
財政班	班長	竹澤 芳郎	課長
	副班長	川上紀代美	課長補佐
	班員	藤井 里美	企画主査
	班員	渡辺千恵美	企画主査
	班員	片岡 桂之	企画主査
	班員	平鍋 守正	主任
	班員	坪田 仁	主任
事業班	班長	近江 常男	課長代理課長心得
	副班長	高村 智美	課長補佐
	班員	岩佐真由美	企画主査
	班員	下口 真樹	企画主査
	班員	高橋健一郎	主任
	班員	小笠原健夫	主任
	班員	今富 彦士	主任